

## 大阪大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 24 年 6 月 14 日

図書館委員会制定

### (趣旨)

1. 大阪大学学術機関リポジトリ「大阪大学学術情報庫 (OUKA)」(以下「リポジトリ」という。)は、大阪大学(以下「本学」という。)において作成された学術研究・教育活動の成果及び本学が所蔵する学術資料(以下「成果」という。)を電子的形態で収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外に電子的手段によって無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに社会に貢献するものである。本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定める。

### (運用)

2. リポジトリの運用は、大阪大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)において行うものとする。

### (登録者)

3. リポジトリに成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は以下に掲げる者とする。
  - (1) 本学に在職し、又は在職した役員及び職員。
  - (2) 本学大学院(博士前期課程及び修士課程を除く。)に在学し、又は在学した大学院生。
  - (3) 第1号に掲げる者を構成員に含む団体。
  - (4) その他、附属図書館長が適当と認めた者。

### (登録対象)

4. リポジトリに登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。
  - (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
    - イ. 学術雑誌論文
    - ロ. 博士論文
    - ハ. 紀要論文
    - ニ. 研究成果報告書
    - ホ. 図書
    - ヘ. 会議発表用資料
    - ト. 教材
    - チ. 本学所蔵の学術情報資料
    - リ. 研究データ
    - ヌ. その他、附属図書館長が適当と認めたもの
  - (2) 本学に関わる成果で、登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
  - (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定(以下「著作権法

等」という。)を遵守していること。

(4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。

(登録)

5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録にあたっては附属図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録された成果の利用)

6. 附属図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された成果を利用する。

(1) 当該成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。

(2) ネットワークを通じ前号の複製物を著作権法等が定める利用条件により無償で公開する。

(3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

7. 附属図書館はリポジトリに登録された成果の利用については、以下のことを遵守する。

(1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(2) ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権法等を遵守するよう周知する。

(成果の著作権と利用許諾)

8. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

9. 著作権者はその希望する任意の利用条件を付すことができる。

10. 登録者は、リポジトリに登録する成果について、あらかじめ著作権者から前6項に掲げた利用についての許諾を得ておかななければならない。

(成果の削除・非公開化)

11. 附属図書館長は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開化することができる。

(1) 登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合。

(2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合。

(3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

12. 附属図書館は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月10日から施行する。